

4. 業 務

(1) 業務概要	-----	78
(2) 給水人口及び給水世帯調書	-----	79
(3) 各構成団体配水量分析表	-----	80
(4) 口径別使用水量	-----	81
(5) 水道料金取り扱い状況	-----	81
(6) 量水器設置状況（新設）	-----	82
(7) 量水器取替状況	-----	82
(8) 給水装置工事概要	-----	82
(9) 加入金の推移	-----	82
(10) 水道料金体系	-----	83

4. 業 務

(1) 業務概要

項 目		令和 5 年度		令和 6 年度	
		数 量	前年比	数 量	前年比
給 水 区 域 内 人 口 (人)		445,891	99.7%	445,100	99.8%
給 水 人 口 (人)		444,915	99.7%	444,181	99.8%
普 及 率 (%)		99.8	－	99.8	－
給 水 戸 数 (戸)		203,064	101.4%	206,222	101.6%
配 水 量 (m³)		61,401,401	99.4%	60,358,306	98.3%
有 効 水 量	有 収 水 量 (m³)	51,686,167	99.8%	51,427,453	99.5%
	有 収 率 (%)	84.2	－	85.2	－
	無 収 水 量 (m³)	1,253,184	93.5%	1,244,256	99.3%
	有 効 水 量 (m³)	52,939,351	99.7%	52,671,709	99.5%
	有 効 率 (%)	86.2	－	87.3	－
無 効 水 量 (m³)		8,462,050	97.4%	7,686,597	90.8%
無 効 率 (%)		13.8	－	12.7	－
1 日 最 大 配 水 量 (m³)		178,280	91.4%	176,625	99.1%
1 日 平 均 有 収 水 量 (m³)		141,219	99.6%	140,897	99.8%
1 人 1 日 最 大 配 水 量 (L)		401	91.8%	398	99.3%
1 人 1 日 平 均 有 収 水 量 (L)		317	99.7%	317	100.0%

(2) 給水人口及び給水世帯調書

令和7年3月31日現在

市町名	行政区域内人口 (人)	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	未給水人口 (人)	行政区域内 世帯数 (世帯)	給水区域内 世帯数 (世帯)	給水世帯数 (世帯)	未給水 世帯数 (世帯)	給水普及率(%) (給水人口/ 給水区域内人口)
太田市	222,763	222,720	222,330	390	103,769	103,740	103,528	212	99.82
館林市	73,335	73,335	73,091	244	34,982	34,982	34,863	119	99.67
みどり市	48,283	46,680	46,669	11	21,523	20,680	20,675	5	99.98
板倉町	13,383	13,376	13,346	30	5,978	5,974	5,957	17	99.78
明和町	10,706	10,706	10,687	19	4,451	4,451	4,446	5	99.82
千代田町	10,792	10,792	10,685	107	4,744	4,744	4,691	53	99.01
大泉町	41,734	41,734	41,668	66	20,974	20,974	20,937	37	99.84
邑楽町	25,444	25,444	25,392	52	11,002	11,002	10,977	25	99.80
小計	446,440	444,787	443,868	919	207,423	206,547	206,074	473	99.79
熊谷市 妻沼小島	0	313	313	0	0	148	148	0	100.00
小計	0	313	313	0	0	148	148	0	100.00
合計	446,440	445,100	444,181	919	207,423	206,695	206,222	473	99.79

(3) 各構成団体配水量分析表

(単位：m³)

令和6年度	太田市	館林市	みどり市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	合計
総配水量	29,342,004	10,194,916	6,361,720	2,482,113	1,569,959	1,704,047	5,413,570	3,289,977	60,358,306
有効水量	25,580,662	9,160,149	5,403,567	2,040,982	1,354,663	1,417,712	4,805,370	2,908,604	52,671,709
(有効率)	87.18%	89.85%	84.94%	82.23%	86.29%	83.20%	88.77%	88.41%	87.27%
(前年度との増減率)	0.03%	△1.32%	△0.39%	△0.68%	0.16%	△2.54%	△0.56%	△1.89%	△0.51%
有収水量	25,029,902	8,958,525	5,250,068	1,956,045	1,320,440	1,369,309	4,696,177	2,846,987	51,427,453
(有収率)	85.30%	87.87%	82.53%	78.81%	84.11%	80.36%	86.75%	86.54%	85.20%
(有収率:前年度との差)	1.47%	△0.81%	0.51%	3.14%	0.85%	0.23%	0.91%	2.40%	1.03%
料金水量	25,029,902	8,958,525	5,236,834	1,956,045	1,320,440	1,369,309	4,696,177	2,846,987	51,414,219
配水管事故漏水補償分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他市町分水等水量	0	0	13,234	0	0	0	0	0	13,234
無収水量	550,760	201,624	153,499	84,937	34,223	48,403	109,193	61,617	1,244,256
(前年度との増減率)	2.04%	△5.56%	△3.04%	22.03%	21.34%	△24.29%	△0.17%	△12.61%	△0.71%
メーター不感水量	500,976	179,325	104,803	39,143	26,414	27,391	93,960	57,154	1,029,166
事業用水量	38,017	20,350	42,611	27,907	7,438	20,044	14,478	3,508	174,353
洗管用水量	10,136	1,056	5,575	17,706	212	832	349	683	36,549
消防用水量	1,631	893	510	181	159	136	406	272	4,188
無効水量	3,761,342	1,034,767	958,153	441,131	215,296	286,335	608,200	381,373	7,686,597

※小数点以下の数字により内訳に誤差が生じることがあります。

(4) 口径別使用水量

年 度	口径 (mm)	調 定 件 数		使 用 水 量		1件当り 月平均使用量 (m³)
		(件)	構成比(%)	(m³)	構成比(%)	
令 和 5 年 度	13	887,623	69.9	28,424,366	55.0	16.0
	20	351,157	27.7	12,587,423	24.4	17.9
	25	17,125	1.3	1,861,306	3.6	54.3
	30	4,487	0.3	1,030,617	2.0	114.8
	40	4,925	0.4	2,304,902	4.5	234.0
	50	3,749	0.3	3,041,005	5.9	405.6
	75	740	0.1	1,865,777	3.6	1,260.7
	100	101	0.0	422,965	0.8	2,093.9
	150	18	0.0	132,264	0.2	3,674.0
	計	1,269,925	100.0	51,670,625	100.0	20.3
令 和 6 年 度	13	881,230	69.0	27,810,390	54.1	15.8
	20	363,193	28.5	12,959,427	25.2	17.8
	25	17,268	1.4	1,872,312	3.6	54.2
	30	4,566	0.3	1,052,682	2.1	115.3
	40	4,909	0.4	2,303,339	4.5	234.6
	50	3,766	0.3	2,945,364	5.7	391.0
	75	731	0.1	1,895,967	3.7	1,296.8
	100	104	0.0	449,484	0.9	2,161.0
	150	18	0.0	125,254	0.2	3,479.3
	計	1,275,785	100.0	51,414,219	100.0	20.2

(5) 水道料金取り扱い状況

年度	区 分	件 数 (件)	構成比 (%)	使用水量 (m³)	使用料金 (円)
令 和 5 年 度	口座振替	838,183	66.0	38,273,913	6,577,082,032
	クレジット	96,756	7.6	3,180,215	528,612,476
	納 付	334,986	26.4	10,216,497	1,875,155,754
	合 計	1,269,925	100.0	51,670,625	8,980,850,262
令 和 6 年 度	口座振替	828,906	65.0	37,678,624	6,742,960,040
	クレジット	85,320	6.7	2,861,469	493,920,349
	納 付	361,559	28.3	10,874,126	2,048,097,204
	合 計	1,275,785	100.0	51,414,219	9,284,977,593

(6) 量水器設置状況 (新設)

(単位 : 件)

年度	種 別	計	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
令和5年度	加入金納入数	1,928	147	1,705	39	21	13	3	0	0
	加入金免除数	1,308	21	1,253	17	7	3	5	1	1
	合 計	3,236	168	2,958	56	28	16	8	1	1
令和6年度	加入金納入数	2,028	205	1,775	26	6	8	8	0	0
	加入金免除数	975	26	903	29	8	5	4	0	0
	合 計	3,003	231	2,678	55	14	13	12	0	0

(7) 量水器取替状況

(単位 : 個)

年度	計	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
令和5年度	30,198	21,983	7,390	409	138	125	131	20	2
令和6年度	31,275	22,935	7,537	452	126	114	90	18	3

(8) 給水装置工事概要

(単位 : 件)

年度	合 計	新 設	改 造	撤 去
令和5年度	4,765	2,137	1,018	1,610
令和6年度	4,058	1,923	926	1,209

(9) 加入金の推移

(単位 : 円)

年度	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
令和5年度	55,000	88,000	275,000	385,000	825,000	1,100,000	3,300,000	7,700,000
令和6年度	55,000	88,000	275,000	385,000	825,000	1,100,000	3,300,000	7,700,000

- (注) 1. 給水装置を新設し、または改造（口径を増す場合）する者から徴収する。
2. 改造の場合は、新口径と旧口径の差額とする。
3. 消費税を含む。

(10) 水道料金体系

(1ヶ月当たり・消費税抜き)

用途	メーターの 口径	基本料金	従量料金(1m ³ 当たり)				
			1～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～
一般用	13mm	900円	60円	100円	140円	180円	200円
	20mm	1,580円					
	25mm	6,720円	90円				
	30mm	10,660円					
	40mm	18,610円					
	50mm	30,220円					
	75mm	76,750円					
	100mm	130,240円					
	150mm	396,100円					
浴場用	3,000円		20円				
臨時用	一般用に同じ		300円				
私設消火栓	演習用	1回10分間ごとにつき 300円					
	火災時使用	無料					

備考

- 1 一般用とは、浴場用、臨時用及び私設消火栓以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 浴場用とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の営業の用に使用する場合をいう。
- 3 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 私設消火栓とは、消防用に使用する場合をいう。

【激変緩和措置について】

企業団管内の3市5町の水道料金の統一により、水道メーターの口径や使用水量で水道料金が急激に高くなる場合があります。改定前後の水道料金を比較して高くなる場合、激変緩和措置を適用します。

令和5年6月から令和8年5月までに検針して算定した一般用の料金は、改正後の料金から改正前の料金との差額に使用水量の検針期間の区分に応じ下記の表の減額率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を控除し、消費税相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とします。なお、用途が浴場用、臨時用、私設消火栓の場合は対象外となります。

使用水量の検針期間	減額率
令和5年6月から令和6年5月まで	4分の3
令和6年6月から令和7年5月まで	4分の2
令和7年6月から令和8年5月まで	4分の1